

ガソリンの詰め替え販売について

令和元年7月18日、京都府京都市伏見区のアニメーション制作会社において、極めて重大な人的被害を伴う爆発火災を受け、同様の事案の発生を抑制するため、令和2年2月1日からガソリンを容器に詰め替えて販売する際に、本人確認等を行うことが義務化となりました。

ガソリンスタンドでガソリンを購入する際には、ガソリンの危険性について十分理解し未然に事件事故を防ぐため、みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

販売した数量、
購入目的の記録



消防法令に適合
した容器で詰め
替えを行う



身分証の確認

ガソリンの容器詰め替えに関するQ&A

Q 1 ガソリンを運搬する場合には、どのような運搬容器を使用すればよいですか？

A 1 ガソリン用として性能試験をクリアした運搬容器である必要があります。チェーンソーや草刈り機等の混合燃料の運搬容器も同様です。(消防法第16条)

ガソリン用として性能試験をクリアした運搬容器の中でも、「KHK」や「UN」と表示された**金属製容器**が推奨されています。プラスチック容器の場合は、最大容積が10リットル以下でガソリン用としての性能試験が行われているものに限りま

ガソリン又は混合油を購入する場合

※KHKまたはUNのマークの入った消防法適合品であること。



ガソリン用携行缶(金属製)



灯油用ポリ容器



一度開封した一斗缶

一度開封した混合油販売用容器等

これらの容器には、ガソリンスタンド等でガソリンの詰め替えができません。たとえ、KHK・UNマークが入っている容器でも、繰り返し使用する想定がなされていないため、開封後再び運搬容器として使用できません。

Q 2 **セルフ式ガソリンスタンドで自らガソリンや軽油を
容器に詰め替えることはできますか？**

A 2 **できません。**セルフ式ガソリンスタンドにおいて、自
ら行える行為はガソリンや軽油を入れるための機械
(固定給油設備) を使用して自動車等の燃料タンクに
直接給油すること、灯油を入れるための機械(固定注油
設備) を使用して容器に詰め替えることのみです。

(危険物の規制に関する規則第28条の2の4)

セルフ式ガソリンスタンドにおいて、ガソリンや軽油
を容器に詰め替えたい場合には、従業員に相談してくだ
さい。

なお、ガソリンスタンドの中には、**自主保安基準によ
りガソリンを容器に詰め替えない事業所等もあります**
ので従業員に確認してください。

Q 3 乗用車等でガソリンを容器に入れて運搬することは

できますか？

(※乗用車等とは、普通乗用車、乗用の用に供する車室内に貨物の用に供する部分を有するステーションワゴン又はライトバン、自動二輪車及び原動機付自転車のことです。)

A 3 できます。なお、乗用車等でガソリンを容器に入れて

運搬する場合、その容器はガソリン用として性能試験

をクリアした金属製容器であり、かつ、**最大容量が22**

リットル以下の容器で行うよう決められています。

(危険物の規則に関する技術上の基準の細目を定める

告示第68条の4)

Q 4 灯油用ポリエチレン缶にガソリンや軽油を入れて運

搬することはできますか？

A 4 灯油用ポリエチレン缶は、灯油を入れることを前提

に消防法令に定められた試験を実施していますので、

ガソリンや軽油を入れることは想定されていません。

ガソリンや軽油を運搬する場合には、**消防法令に適合**

した金属製容器を使用することが適切であると考えら

れます。

Q 5 ガソリン等を貯蔵することはできますか？

A 5 ガソリン等は火災発生のリスクが極めて高く、大量に保管すると大規模な火災となる可能性があるため、極力避けてください。

なお、ガソリン等を一定量以上貯蔵、取扱うときは下表のとおり、**消防法令**や**市町村条例**により規制を受けることとなります。

ガソリン等貯蔵の届出、許可		
区分	ガソリン	灯油・軽油
消防機関への届出（消防法第9条の4） ※火災予防条例の規制を受けます。 提出先は消防署です。	40 リットル以上 200 リットル未満	200 リットル以上 1,000 リットル未満
市町村の許可（消防法第10条） ※消防法の規制を受けます。 提出先は消防本部です。	200 リットル以上	1,000 リットル以上